

## 東日本大震災追悼献花のご案内

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から13年を迎えるにあたり、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、震災記念公園内に献花台を設置いたします。ご参列くださいますようお願い申し上げます。

- 日時** 令和6年3月11日(月)  
[献花台の設置] 午後2時～午後3時  
[黙とう] 午後2時46分  
※防災行政無線のサイレンを合図に、1分間の黙とうを行う。
- 場所** 震災記念公園(広野町大字下浅見川字本町地内)  
※気象状況により、広野町公民館2階大会議室になる場合があります。(広野町中央台一丁目1番地)



問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されています。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

- 平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方(または世帯)(※)  
※平成26年度までに避難指示などが解除された地域  
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**  
令和4年度まで・・・全額減免  
令和5年度・・・1/2減免  
令和6年度以降・・・減免終了
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**  
令和7年3月末まで・・・免除継続  
令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

令和5年度 福島雇用促進支援事業 (厚生労働省福島労働局委託事業)

### 高校1・2年生と保護者のみなさまへ

福島で働きたい 高校生就職応援ナビ

## 公式LINE 友だち募集中!

就職の準備に役立つ 仕事の内容や先輩社員の声など 情報をお届けします!

今すぐ登録!

はたらっこ

問合せ 働きたいネット [福島広域雇用促進支援協議会] TEL.024-524-2121

## 「第3回ふるさと福島広野会総会」開催



「第3回ふるさと福島広野会」が2月3日(土)、東京グリーンパレスにおいて開催されました。ふるさと広野会は首都圏在住の広野町出身者や広野町に縁のある方を対象に広く会員を募り、連携を密に町の魅力や情報発信を通じて、ふるさと広野の発展に寄与することを目的に開催しています。総会では、新たに5名の方に広野町移住・定住応援隊の任命書を交付しました。町は今後も広野町の魅力やイベント、移住・定住の取組などについて、積極的な情報発信やPR活動に取り組んでいきます。



遠藤町長挨拶



坂本会長挨拶



渡邊議長祝辞



広野夢大使林家氏祝辞



応援隊への任命書交付



移住定住の取組み説明